

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和四十八年度モデル・コミュニティ地区の設定  
鳥取県東部霊場組合の公平委員会の事務の受託  
鳥取県行政書士会会則の変更の認可  
米飯提供業者の業者登録  
保安林の指定の解除  
土地改良事業計画の変更の認可  
土地改良区の設立認可の適否の決定
- ◇告 告 危険物取扱者試験の合格者

## 規 則

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県出納室事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室事務決裁規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「旅行命令」を「内国旅行の旅行命令」に改め、同表第二号中「第十号」の下に「及び第十号の二」を加え、「第十二号、第十三号」を削り、「第二十二号、第二十六号、及び第二十七号」を「並びに第二十六号の二」に改め、「除く。」の下に「の承認」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十号

コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（昭和四十六年四月三日付自治行第二十三号自治事務次官通知）に基づき、昭和四十八年度モデル・コミュニティ地区を次のとおり設定したので公表する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 市町村名及び地区名

市町村名	地 区 名
鳥取市	稲葉山地区
倉吉市	上井地区

二 設定年月日

昭和四十八年八月三日

鳥取県告示第五百四十一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により鳥取県東部霊場組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県東部霊場組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鳥取県東部霊場組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。  
（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十八年八月一日から施行する。

鳥取県告示第五百四十二号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和四十八年八月一日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更の内容

行政書士が、その業務に関して受けることのできる報酬の額を引き上げること。

鳥取県告示第五百四十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	営業所の所在地
鳥振第二六号	四八、四、二六	よねざわ屋 米沢ます子	岩美郡福部村大字湯山一、三四一の三	住所に同じ
二七〃	四八、五、二四	蒲生観光センター 富田保治	京都市中京区油小路通 夷川上ル橋本町四八四	岩美郡岩美町大字洗井字青山頭 一九三一の四一
二八〃	四八、五、二八	民宿銀波荘 谷口武	気高郡気高町大字姉泊六九一	住所に同じ
二九〃	〃	一前 嶋秋男	岩美郡国府町奥谷三七一の二一	鳥取市二階町一丁目二六六
三〇〃	四八、六、一五	食堂きようばし 浅田宮子	八頭郡用瀬町大字宮原二七の一〇	鳥取市湖山町字天場一六九の四
倉振第四号	四八、五、七	みなとガーデン 若松洋子	東伯郡赤碕町大字赤碕一、七三五一二	住所に同じ
五〃	四八、五、一〇	八ちゃん 八島勝美	倉吉市鍛冶町一ノ三、九四二の二	倉吉市西町二七〇七番地
六〃	四八、六、二二	千門 藤サトミ	東伯郡三朝町大字三朝九二二一一	住所に同じ
七〃	四八、六、二二	港食堂 知久馬美佐子	東伯郡泊村大字泊一、五七一―一	東伯郡泊村大字泊一、五七一
米振第四号	四八、六、八	喫茶ケニア 安村信子	米子市西福原一、二七七番地	米子市角盤町一丁目八八
五〃	四八、六、一六	原徳チエーン皆生店 松本達雄	島根県安来市安来町一、一一〇番地	米子市上福原一、六〇〇番地
六〃	〃	原徳チエーングリル花園店 松本達雄	〃	米子市花園町三七番地
七〃	四八、六、三〇	てつばん焼和島 山西光子	米子市西三柳二〇〇番地	米子市西倉吉町一三十三

鳥取県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十五号

千代土地改良区から申請のあつた土地改良（千代地区維持管理）事業計画の変更は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月三十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十六号

昭和四十八年七月七日付で東伯郡東郷町大字方地九五六番地川田茂ほか十五人の者から申請のあつた舎人土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 呼

昭和48年6月19日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和48年8月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 乙種第4類危険物取扱者試験

須崎 史朗	松下 弘	寺田 寛	山下 繁美
松岡 司郎	松原 寛子	竹内 賢一	福田 安利
齋田 智一	平井 基義	谷口 光久	大塚 隆裕
山根 克治	沢 吉一	諸寄登志幸	山口 照雄
坂田 善久	上田 正和	山根 務	藤原 一男
米沢男太郎	深田 宗一	木原 紀雄	田中 猛
谷口 昭	塚本 良雄	岡野 正義	河口 武雄
田中 友夫	中嶋 幾長	向家 仁	井上 雅一
木村 繁美	中元 国雄	矢芝 善一	定久 幸和
川上 英祐	竹森 洋介	長谷川千里	西尾 允秀
岸本喜代美	衣笠 春寿	森本 淳一	岩見 照代
伊田 武司	藤原 悦夫	上原 一弥	米井 六郎
福田 武志	浅井 裕	山本 稔	岡田美紀子
松岡 弘幸	谷口喜美男	平田 義人	中村 泰博
田中 峰夫	山根 健治	田島 恭嗣	岡田 幸夫
米田 徳久	徳永 洋	谷崎 英則	山根 關正
宮本 昭康	斉藤 等	青木みどり	村上 忠利
河本 博美	牧田 昭夫	森本 典	巖見 次臣
山田 和俊	小椋 善一	山本 紀元	小椋 宣夫
川本 豊	山下 昇	岡本 一教	河金 敏子
井上正富美	江田 哲男	小椋 隆一	加藤 俊信
津島 一雅	田中 利弘	渡辺 肇	牧野 智雄
牧田 修	松本 愿	石賀 和夫	田中 一夫

2 丙種危険物取扱者試験

中井 俊郎	原田 良夫	天野 勇	堀 康博
知久馬孝紀	橋本 浩次	本内 宏	青戸 俊智
法橋 正幸	福田 守夫	河田 治幸	大塚 茂節
黒田 隆弘	齐田 忠夫	山根 博志	前森田徳茂
長尾 諭	山下 福栄	田中 広樹	沢島 和巳
長谷川和美	遠藤 英壽	村田 忠治	内田 和巳
前田 延行	藤 勇	松田 敏征	熊谷 和巳
佐々木克秋	秋田 義春	福島 憲美	生田 俊
古前 忠行	知野見 龍	稲田 勉	遠藤 秀実
前田 公夫	安達 和男	田生 久昭	田中 恵司
松本 豊幸	菅森 保司	佐々木 豊	山内 康成
成田 助	高野 幸	宮本 隆人	川原 良博
松本 正人	澤西 美彦	佐藤 曹介	佐藤 亀子
永見 慎一	金刃 朝則	遠藤 安友	西郡 久夫
武内 信之	寺沢 健治	池剂 雄二	高梨 忠宜
渡辺 忠士	渡辺 耕	坂根 作男	由木 暁生
安達 敏一	原 文夫	吉本 和江	青葉 茂樹
難波 一固	安昇 力	加藤 幸人	妹能 廣志
田中 一成	表 建三	山根 秀夫	
大塚 憲治			
丙種危険物取扱者試験			
山本 一郎	田淵 寿春	湯ノ口佳美	武内賀代子
西尾 允秀	中山 貢	米原 清美	佐藤 重一
松本 俊	宮谷 和子	三宅 綾子	福田元比古

前田 喜道	河崎 明博	山崎 節	山本 礼子	熊沢 廣巳	赤井 敬	崎 洋	岩城美佐子
久野 和則	森 倍規	河村 和則	山田喜代春	以後 耕	吉本 則次	下河内和博	永田 誠
杉山 正幸	福田 研二	小林 広幸	国森 孝道	渡部 正美	門脇 伸行	藤岡 栄	川上 亀吉
西村 龍二	段田 勝	池口 英一	浜田 俊美	生田 信敏	村上 謙	河川 洽幸	青戸 松原
竹内 敬一	霜田 智一	石上 郁夫	岸本喜代美	松永 中村	細田 敬掛	森田 邦雄	松原 松信
上田 末子	佐藤 守	山根浩一郎	西尾 卓	富田 平	敬掛 宣史	山根 克仁	船原 憲一
松本百合子	富永 二郎	太田 辰雄	平尾 清美	西田 正雄	柏尾 安則	沢田 安達	松原 船生
山田 光男	池本 光男	田中 節男	高田 守	長尾 勝美	永井吉太郎	安達 衛	家次
池長 章二	竹山 建一	山根 充治	山口 真一				
森岡 敏雄	久野 剛	菅沼 勝人	山田勝太郎				
坂本 福朗	吉田 浩	伊藤 隆文	竹部 雅弘				
本川 敏	森 清隆	松井 幸伸	石田 俊子				
坂本 弘	谷崎 勉	山本 勇	山本 正伸				
山根 森善	宮川 克巳	杉島 寛久	宮川 勉				
松本 一郎	山根 明道	山本寿三郎	城田 ちのみ				
城田 晋吾	井本 正	長尾 敏夫	岩本 智弘				
前田 和子	倉光 勝則	山根美紀江	岩本 長寿				
井上 正則	横山 英明	山中 秀治	原田 孝德				
能見 貞明	栗原 浩一	山本 隆明	生田 明美				
山田 悦弘	鳥羽 綾子	坂根 昌子	石水 博文				
井上 健一	入江 敏	石田 右	高塚恵美子				
遠藤 一義	米原 俊夫	松本 寛	河本 威臣				
石丸 美嗣	岡本 幹夫	門原 清志	河西 安正				
河田 修一	坂口 為之	楡尾 勇夫	有田 一春				

昭和四十四年八月十三日 第三種郵便物認可

株式会社

東京市東區

二丁目

番

第

號

【 記 録 簿 帳 簿 帳 簿 ( 記 録 簿 帳 簿 帳 簿 )